A7 通所型サービスA(通所型基準緩和サービス)サービスコード表

長野市

サービス	スコード	サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	1単位
種類	項目	NE TENU LE LA LA COMPANIA DE LA COMPANIA DEL COMPANIA DEL COMPANIA DE LA COMPANIA	***************************************	利用者負担			
A7		通所型サービスA通所 I (9割) 1回数	学未対象名 安文版 F A (週 F 回任 反 の 利用 名 方 5 回 ま C)	【1割】	289	1回につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 I (9割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	-	1,158	1月につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (9割)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	-	296	1回につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (9割)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)	利用者負担	2,375	1月につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 I (8割)1回数	学来対象名 安文版: 公徳・四柱及の利用名方の回よで	【2割】	289	1回につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 I (8割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	-	1,158	1月につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (8割)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	-	296	1回につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (8割)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)	利用者負担	2,375	1月につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 I (7割)1回数	学未対象名 安文版 F A (週 F 回任 反 の 利用 名 方 5 回 ま C /	【3割】	289	1回につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 I (7割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	-	1,158	1月につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (7割)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	-	296	1回につき	10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (7割)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)		2,375	1月につき	10.14円
災害等	特別な事	「情がある場合の減免のためのコード	T	[1000/₩ 4]			
Α7	9001	通所型サービスA通所 I (100%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【100%減免】 利用者負担	289	1回につき	10.14円
Α7	9002	通所型サービスA通所 I (100%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	なし	1,158	1月につき	10.14円
A7	9003	通所型サービスA通所 II (100%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	-	296	1回につき	10.14円
Α7	9004	通所型サービスA通所 II (100%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)		2,375	1月につき	10.14円
Α7	9005	通所型サービスA通所 I (95%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【95%減免】 利用者負担	289	1回につき	10.14円
Α7	9006	通所型サービスA通所 I (95%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	5%	1,158	1月につき	10.14円
Α7	9007	通所型サービスA通所 II (95%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	_	296	1回につき	10.14円
Α7	9008	通所型サービスA通所 II (95%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)		2,375	1月につき	10.14円
Α7	9009	通所型サービスA通所 I (93%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【93%減免】 利用者負担	289	1回につき	10.14円
Α7	9010	通所型サービスA通所 I (93%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	7%	1,158	1月につき	10.14円
Α7	9011	通所型サービスA通所 II (93%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)		296	1回につき	10.14円
Α7	9012	通所型サービスA通所 II (93%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)		2,375	1月につき	10.14円
Α7	9013	通所型サービスA通所 I (92%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【92%減免】 利用者負担	289	1回につき	10.14円
Α7	9014	通所型サービスA通所 I (92%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	8%	1,158	1月につき	10.14円
Α7	9015	通所型サービスA通所 II (92%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)		296	1回につき	10.14円
Α7	9016	通所型サービスA通所 II (92%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)		2,375	1月につき	10.14円
Α7	9017	通所型サービスA通所 I (90%)1回数	事業対象者·要支援1·2(週1回程度の利用者月3回まで)	【90%減免】 利用者負担	289	1回につき	10.14円
Α7	9018	通所型サービスA通所 I (90%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	10%	1,158	1月につき	10.14円
Α7	9019	通所型サービスA通所 II (90%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)		296	1回につき	10.14円
Α7	9020	通所型サービスA通所 II (90%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)		2.375	1月につき	10.14円
Α7	9021	通所型サービスA通所 I (85%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【85%減免】 利用者負担	289		10.14円
Α7	9022	通所型サービスA通所 I (85%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	15%	1,158		10.14円
Α7	9023	通所型サービスA通所 II (85%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	ļ	296		10.14円
Α7	9024	通所型サービスA通所 II (85%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)	ļ	2,375		10.14円
Α7	9025	通所型サービスA通所 I (83%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【83%減免】 利用者負担	289		10.14円
Α7	9026	通所型サービスA通所 I (83%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	17%	1,158		10.14円
Α7	9027	通所型サービスA通所 II (83%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	ļ	296		10.14円
A7	9028	通所型サービスA通所 II (83%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)	ļ	2,375		10.14円
A7	9029	通所型サービスA通所 I (78%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【78%減免】	289		10.14円
A7	9030	通所型サービスA通所 I (78%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	利用者負担 <u>22%</u>	1,158		10.14円
Α7	9031	通所型サービスA通所 II (78%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	ļ	296		10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (78%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)	ļ	2.375		10.14円
A7		通所型サービスA通所 I (74%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【74%減免】			
A7		通所型サービスA通所 I (74%)月額上限		利用者負担 26%	289		10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (74%)1回数	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月7回まで)	ŀ	1,158		10.14円
A7		通所型サービスA通所 II (74%)月額上限	事業対象者・要支援2(週2回程度の利用者月8回以上)	ŀ	296		10.14円
~ /	0000	温のエン このの週のエ(1770)万頭上版	· ····································		2,375	1月につき	10.14円

9036 訪問型サービスA訪問Ⅱ(74%)月額上限

A3 訂	<u>問型</u>	サービスA(訪問型基準緩和サービス) 	サービスコード表			長野市	
<u>サービ</u> 種類	スコード 項目	サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	1単位
A3	1001	訪問型サービスA訪問 I (9割)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	利用者負担 【1割】	205	1回につき	10.21円
АЗ	1002	訪問型サービスA訪問 I (9割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)		821	1月につき	10.21円
АЗ	1003	訪問型サービスA訪問Ⅱ(9割)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
А3	1004	訪問型サービスA訪問 II (9割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
А3	1005	訪問型サービスA訪問 I (8割)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	利用者負担 【2割】	205	1回につき	10.21円
А3	1006	訪問型サービスA訪問 I (8割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)		821	1月につき	10.21円
А3	1007	訪問型サービスA訪問Ⅱ(8割)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
А3	1008	訪問型サービスA訪問Ⅱ(8割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
А3	1009	訪問型サービスA訪問 I (7割)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	利用者負担 _【3割】	205	1回につき	10.21円
А3	1010	訪問型サービスA訪問 I (7割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)		821	1月につき	10.21円
А3	1011	訪問型サービスA訪問Ⅱ(7割)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
А3	1012	訪問型サービスA訪問Ⅱ(7割)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
災害等特	寺別な事	情がある場合の減免のためのコード					
А3	9001	訪問型サービスA訪問 I (100%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【100%減免】 利用者負担なし	205	1回につき	10.21円
A3	9002	訪問型サービスA訪問 I (100%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)		821	1月につき	10.21円
A3	9003	訪問型サービスA訪問 II (100%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
А3	9004	訪問型サービスA訪問Ⅱ(100%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
A3	9005	訪問型サービスA訪問 I (95%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【95%減免】 利用者負担	205		10.21円
A3	9006	訪問型サービスA訪問 I (95%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	5%	821	1月につき	10.21円
А3	9007	訪問型サービスA訪問Ⅱ(95%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
A3	9008	訪問型サービスA訪問Ⅱ(95%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
A3	9009	訪問型サービスA訪問 I (93%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【93%減免】 利用者負担	205	1回につき	10.21円
A3	9010	訪問型サービスA訪問 I (93%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	7%	821	1月につき	10.21円
A3	9011	訪問型サービスA訪問Ⅱ(93%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
A3	9012	訪問型サービスA訪問Ⅱ (93%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
A3	9013	訪問型サービスA訪問 I (92%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【92%減免】 利用者負担	205	1回につき	10.21円
A3	9014	訪問型サービスA訪問 I (92%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	8%	821	1月につき	10.21円
A3	9015	訪問型サービスA訪問Ⅱ(92%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205	1回につき	10.21円
A3	9016	訪問型サービスA訪問Ⅱ(92%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641	1月につき	10.21円
A3	9017	訪問型サービスA訪問 I (90%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【90%減免】 利用者負担	205	1回につき	10.21円
A3	9018	訪問型サービスA訪問 I (90%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	10%		1月につき	10.21円
A3	9019	訪問型サービスA訪問Ⅱ(90%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)			1回につき	10.21円
A3	9020	訪問型サービスA訪問Ⅱ(90%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)	1	1,641		10.21円
A3	9021	訪問型サービスA訪問 I (85%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【85%減免】 利用者負担	205		10.21円
A3	9022	訪問型サービスA訪問 I (85%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	— 利用有負担 15%	821		10.21円
A3	9023	訪問型サービスA訪問Ⅱ(85%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)		205		10.21円
A3	9024	訪問型サービスA訪問Ⅱ(85%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		1,641		10.21円
A3	9025	訪問型サービスA訪問 I (83%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【83%減免】	205		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 I (83%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	利用者負担 17%			10.21円
	9027		事業対象者·要支援1·2(週2回程度の利用者月7回まで)		821	1月につき	
A3		訪問型サービスA訪問 II (83%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)		205		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 I (78%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【78%減免】	1,641		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 I (78%)月額上限	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月4回以上)	利用者負担 22%	205		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問Ⅱ(78%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)	1	821	1月につき	10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 II (78%)月額上限	事業対象者·要支援1·2(週2回程度の利用者月8回以上)	-	205		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 I (74%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週1回程度の利用者月3回まで)	【74%減免】	1,641		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 I (74%)月額上限	事業対象者·要支援1·2(週1回程度の利用者月4回以上)	利用者負担 26%	205		10.21円
A3		訪問型サービスA訪問 I (74%)1回数	事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月7回まで)	-	821		10.21円
A3	9033		テホバか日 メス版「公理を回往及の利用日月1回まじ)	-	205	1回につき	10.21円

事業対象者・要支援1・2(週2回程度の利用者月8回以上)



長野県(産業労働部)プレスリリース 令和元年(2019年)12月13日

「長野県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金 (グループ補助金)」の申請受付を開始します

この度の台風第 19 号豪雨災害により被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、 一日も早い復興をお祈り申し上げます。

長野県では、台風第 19 号による豪雨災害に係る被災した中小企業等の復旧、復興を支援するため、下記のとおりグループ補助金の申請受付を開始します。

1 補助対象事業

● 長野県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金 (グループ補助金)

令和元年台風第 19 号により被災した中小企業等グループが策定する復興事業計画について、「産業活力の復活」、「被災地域の振興」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合に、各事業者に対して復旧に要する経費の一部を補助します。

【補助対象者】中小企業等グループに参加する県内の構成員

【補助率等】補助上限額:1社あたり15億円

補助率:中小企業者・中小企業事業協同組合等:4分の3

上記以外(中堅企業等): 2分の1

2 補助対象経費、申請方法等

対象経費、申請方法、その他詳細については、以下のURLをご参照ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/shien/kensei/soshiki/kencho/shien/index.html

3 申請受付期間 (第1次〆切分)

令和元年12月18日(水)~令和2年1月9日(木) ※第2次以降の申請受付期間については、順次上記URLでご案内します。 ※年度内は、第3次まで申請受付を予定しています。

4 申請受付場所

長野県産業復興支援センター (長野県庁東庁舎3階)

※申請受付は、事前予約者優先となっています。

	申込・問合	せ先
12月17日まで	産業復興支援室	電話:026-235-7204
12月18日から	長野県産業復興支援センター	電話:026-235-7325

※上記のほか、各地域振興局でも申請の相談を受け付けております。

連絡先 https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/191029soudanmadoguti.html



みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉 一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう! 産業労働部 産業政策課 産業復興支援室 (室長)庄村 栄治 (担当) 荻原 拓哉 電 話 026-235-7204(直通)

026-232-0111(代表) 内線2956

FAX 026-235-7496

E-mail san-step@pref.nagano.lg.jp

令和元年度 長野市高齢者虐待防止研修会(ご案内)

高齢者虐待は近年、増加傾向にあり、権利擁護を推進し、尊厳ある生活の維持を図っていくことが求められています。

本研修では、介護支援専門員に求められる家族システムの基本と専門職としての役割、 ケアマネジメントの実践から虐待防止に向けた取組みについて、学びを深めます。

専門職向けの研修会となります。日頃の業務の中での「気づき」や私たちにできることなど一緒に考える有意義な機会にしたいと思いますので、ぜひご参加ください。

- ■期 日 令和2年1月16日(木) 午後1時30分から午後4時まで (開場 午後1時)
- ■会場 長野県社会福祉総合センター 長野市若里 7-1-7 (☎227-5201)
- ■講 師 寺本 紀子(てらもと のりこ)さん 一般社団法人 寺本社会福祉士事務所



■内 容 「介護支援専門員に求められる家族システムの基本に学ぶ」 ~専門職としての役割とケアマネジメントの実践、そして虐待防止に向けて~

【講師のご紹介】

同志社大学を卒業後、乳児保育園、福祉事務所の家庭相談員、石川県津幡町地域包括支援センター長等を経て現職。

厚生労働省地域包括ケア推進指導者養成研修事業企画委員会委員、日本社会福祉士会・石川県社会福祉士会の各種委員を担う。

◇研修対象者 介護支援専門員・地域包括・在宅介護支援センター・長野市虐待防止ネットワーク委員

◇参加費 無料

◇問合せ先 長野市地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在

住 所 〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 281-1

電 話 026-292-3358 (直通)

FAX 0 2 6 - 2 9 2 - 8 4 4 4

メール houkatsucare@city.nagano.lg.jp

◇主 催 長野市、長野市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会

※お車でお越しの方は、カネボウ跡地へ駐車をお願いします。

FAX 026-292-8444

(送信先:長野市中部地域包括支援センター篠ノ井支所駐在 行)

*申込期限1/6

1/16(木) 長野市高齢者虐待防止研修会申込書

口事 業 所 名

□事業所連絡先		
氏名•職種	配慮が必要なこと	主任介護支援専門員更新 研修受講証明書の発行 (希望者は〇印)

※グループワークを行うため、研修資料として名簿を作成し、配布します。記入いただいた個人情報は、本研修以外で使用することはありません。

※受講証明は、遅刻、早退、欠席の方の発行はできません。また、証明書の発行は後日となります。



各都道府県介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律等の施行につ いて及び介護支援専門員の欠格条項見直しに伴う事務 の取扱について

計10枚(本紙を除く)

Vol. 753

令和元年 12月 13日

厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3979、3936)

FAX: 03-3503-7894

老振発 1213 第 1 号 令和元年 12 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局振興課長(公印省略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(通知)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)については令和元年6月14日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和元年厚生労働省令第46号)については同年9月13日に公布され、これらの法律及び省令の規定による介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成9年厚生省令第36号。以下「規則」という。)の改正が同年12月14日より施行される。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的な助言として発出するものである。

記

第一 改正の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、 成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理 由に不当に差別されないよう、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被 後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの である。

第二 改正の内容 介護支援専門員の欠格事由の見直し(法第69条の2第1項第1号)

法第69条の2第1項第1号に定める介護支援専門員の欠格事由について、「成年被後 見人又は被保佐人」から「心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことが できない者として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号の「厚生労働省令で定める 者」は、「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とした。また、上記に伴い、所定の様式を改正すること。

また、これに伴い、同号で定める欠格事由に該当する場合の届出義務者について、所要の整理を行うこととした。

参照条文

○ 介護保険法(平成9年法律第123号)

(介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことが できない者として厚生労働省令で定めるもの

(死亡等の届出)

第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次 の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定 める者は、その日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日) から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は (介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一成年被後見人又は被保佐人

(死亡等の届出)

第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次 の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定 める者は、その日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日) から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は

当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。	当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 <u>本人</u> 又はその法定代理人若しくは同居の親族	二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 <u>その</u> 後見人又は保佐人

○介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

改正後	現行
(法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者)	(新設)
第百十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省	
令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を	
適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う	
ことができない者とする。	

各都道府県介護保険担当課(室)御中

厚生労働省老健局振興課

介護支援専門員の欠格条項見直しに伴う事務の取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)が第198回国会で成立し、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する制度(個別審査規定)へと改正されました。

介護保険制度においては、介護支援専門員の欠格条項について、介護保険法 (平成9年法律第123号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正により、個別審査を行うこととなりました。改正後の介護保険法(以下、「法」と言う。)及び介護保険法施行規則(以下、「規則」と言う。)については、令和元年12月14日から施行されることとなっておりますが、介護支援専門員の欠格条項に関する個別審査の具体的な運用については、以下の方針に沿って取り扱うことといたしますので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

記

第1 新規登録時の個別審査の具体的運用について

介護支援専門員の登録を新規に受けようとする者が、規則第 113 条の5の2 に規定する「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するか否かを判断するに当たっては、登録申請時に、登録を受けようとする者に対

し、欠格事由の該当の有無について申告させることで判断することとし、いずれ の欠格事由にも該当しない旨の申告がない者については介護支援専門員として 登録をしないこととする。

なお、欠格事由の該当の有無について申告を求める様式については、現行各自 治体において使用されている介護支援専門員の登録申請様式の該当箇所を必要 に応じ変更するなどして対応されたい。

第2 既に介護支援専門員の登録を受けている者に係る個別審査の具体的運用 について

既に登録を受けている介護支援専門員が、規則第 113 条の5の2に規定する「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するか否かを判断するに当たっては、諸般の事情を総合的に考慮することとする。添付した様式を活用しつつ、必要な情報の収集を行うなど対応に遺漏なきを期されたい。

第3 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく手続について

既に登録を受けている介護支援専門員に対して、規則第 113 条の5の2に規定する「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当することを理由として、法第 69 条の6 及び法 69 条の36 に基づき登録の消除を行う場合において、登録の消除が行政手続法第2条第4号に定める不利益処分に当たるときは、同法第13条第1項に基づき所用の手続を執ることが必要であるので、当該手続に遺漏なきを期されたい。

以上

○介護保険法(平成9年法律第123号)

(介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行 うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 成年被後見人又は被保佐人

○介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

改正後	現行
(法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める	(新設)
<u>者)</u>	
第百十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚	
生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支	
援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断	
及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	

心身の故障に係る届出様式例

西曆 年 月 日提出

〇〇県知事 展	L Z
---------	--------

下記のとおり、心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者について届け出ます。

(1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者の氏名 (記入できる部分をご記入ください。) 氏名: 生年月日: 年 月 日 登録番号: (2) 心身の故障により業務に生じている支障について、具体的な内容をご記入くださ V, (3) (2) に記載した業務への支障の原因と考えられる心身の故障の状態及び回復可 能性等に関する医師の診断書等の証明書類を添付ください。その際、以下の記入欄 に書類の概要をご記入ください。

	:	
住所	:	_
		_
(1)	に記載した者との関係(該当するものに☑)	
	本人	
	同居の親族	
	法定代理人(具体的にご記載ください:)

幸せ実感都市『ながの』

第9号 令和元年12月10日

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

「電気の契約切替え」は、よく検討し、必要がなければ断りましょう!

電話や訪問による電力切替えに 関するトラブルが増えています!

電力の小売全面自由化以降、『知らない事業者から「**今よりも電気料金は安くなる。電気料金の明細を教えてほしい**」と電話勧誘や訪問販売があり、よくわからないまま「**検針票」の内容を教えてしまった**。数日後、電気契約の切替え書類が届いた。**電気契約の切替えを依頼した覚えがない。**』などのトラブルの相談が、最近、また増えています。

電話や訪問など受けた際は、<u>相手先の事業者名や内容をよく検討</u>し、必要がなければきっぱり断りましょう。

困ったときは、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口 電話 03-3501-5725 や 当センター電話 224-5777 に相談してください。

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害の防止へのご協力 をお願いします。

~不安を感じたら迷わず電話~

- ◆長野市消費生活センター 224-5777 (消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110

(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部 市民窓口課 消費生活センター 〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座 4 階

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内 (2020年1月)

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会 場の地 区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先 電話番号	備考
2020	1	9	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『イスに座ってはつらつ体操⑧』	運動	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設 やすらぎの園 (むつみホール)	市内在住 の65歳以 上の方	無料	なし	不要		在宅介護支援センター やすらぎの園	293-6160	
2020	1	12	目	午後	1時	2時	介護者教室 『認知症サポーター養成講座』	介護	講座	大岡	根越地区センター	市内在住 の40歳以 上の方	無料	なし	不要		大岡在宅介護支援センター	266-2460	
2020	1	15	水	午後	1時30分	3時30分	介護予防教室 『転倒予防教室②』	運動	教室	篠ノ井	南長野医療センター 篠ノ井総合病院(中 央棟4階 あい講堂)	市内在住 の65歳以 上の方	無料	20人	要	10月から	地域包括支援センター 篠ノ井総合病院	261-1062	
2020	1	17	金	午前	10時30分	12時	介護予防教室 『家庭でできるスキンケア』 〜冬の乾燥対策〜	健康	教室	若穂	温湯温泉湯~ぱれあ	市内在住 の65歳以 上の方	無料	25人	要	12月20日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2020	1	18	±	午前	10時	12時	介護者教室 『入所施設について知ろう』	介護	講座	更北	コスモスたせこホール	市内在住 の40歳以 上の方	無料	60人	要	5月13日	地域包括支援センター コスモス	284-2166	
2020	1	20	月	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『転倒予防教室⑥』	運動	教室	信州新町	信州新町福祉センター	市内在住 の65歳以 上の方	無料	なし	不要		地域包括支援センター 新町病院	291-2305	
2020	1	22	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『冬の運動不足解消!』 〜寒さに負けず身体を動かそう! 3回シリーズの2回目〜	運動	教室	若槻	若槻コミュニティセン ター(大会議室)	市内在住 の65歳以 上の方	無料	30人	不要		地域包括支援センター 若槻ホーム	296-3303	
2020	1	22	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『顔ヨガ・姫トレ Ⅱ』	運動	教室	鬼無里	鬼無里老人福祉センター(多目的ホール)	市内在住 の65歳以 上の方	無料	なし	不要		鬼無里在宅介護支援センター	256-2962	
2020	1	23	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『イスに座ってはつらつ体操⑨』	運動	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設 やすらぎの園(むつ みホール)	市内在住 の65歳以 上の方	無料	なし	不要		在宅介護支援センター やすらぎの園	293-6160	
2020	1	24	金	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『座ってできるストレッチ』 ~春に向けて硬くなった体をほぐしま しょう~	運動	教室	吉田	ノルテながの (1F健診室)	市内在住 の65歳以 上の方	無料	40人	要		地域包括支援センター 吉田	266-0567	
2020	1	30	木	午後	1時30分	3時30分	介護予防教室 『みんなで楽しく笑って「脳活運動」』	運動	教室	古牧	古牧公民館	市内在住 の65歳以 上の方	無料	40人	要	12月20日	地域包括支援センター ニチイケア高田	269-0666	